

公有財産入札心得

平成22年8月12日公売公告した公有財産入札は、次の要領で実施する。

- 次に該当する者は、一般競争入札に参加することができない。
成年被後見人、被保佐人で保佐人の同意を得ない者及び破産者で復権を得ない者
- 一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（第1号様式）及び必要な書類を、平成22年 9月16日（木）午後5時15分までに市長に提出しなければならない。
- 市長は、入札参加申し込みがあった場合、資格を審査のうえ適当と認めたときは、申込者に入札参加指定書（第2号様式）を交付する。
- 入札は、入札参加指定書の交付を受けた者（以下「入札者」という。）について行う。
- 入札の順序については、第1希望の参加者数が多い区画より行う。また、同数であった場合は、公簿面積が広い区画を優先して行う。
なお、入札順序については、指定書の交付時にお知らせする。
- 入札の日時 平成22年 9月30日（木）午前9時00分
- 入札の場所 南さつま市本庁 スタジオ21 2階 情報研修室3
- 公売物件

(土地)

区画番号	所在地	地目	実則 (㎡)	公簿 (㎡)	備考
①	南さつま市加世田唐仁原字栄町5571番6	宅地	275.40	275.40	市営住宅栄町団地跡地
②	南さつま市加世田唐仁原字栄町5571番7		274.54	274.54	
③	南さつま市加世田唐仁原字栄町5571番8		247.76	247.76	
④	南さつま市加世田唐仁原字栄町5571番9		247.38	247.38	
⑤	南さつま市加世田唐仁原字栄町5571番10		365.89	365.89	

- 入札は、別に定める入札書に入札金額、住所、氏名を記入、押印して行う。なお、郵送による入札は、認めない。
- 入札保証金は、各自見積る入札金額の100分の5以上の金額とし、平成22年 9月30日（木）入札直前に、入札保証金納付書により納付しなければならない。
- 代理人が入札するときは、入札前に委任状を提出し、許可を得なければならない。
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び、本心得に違反した入札書又は市長が不完全と認めた入札は無効とする。
- 入札の開札は、出札終了後直ちに入札者又はその代理人の面前で行う。
- 入札は、市長が定める予定価格（最低公売価格）以上で最高の価格で入札した者を落札者とする。
- 落札者となるべき価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者がくじを引かないときは、その者は、当該入札に係わる権利を放棄したものとする。
- 最初の入札の開札をした場合において、予定価格を上回る入札がないときは、再度の入札を行うものとする。再度入札の開札をした場合において、なお予定価格を上回る入札がないとき

は、再々度の入札を行うものとする。

- 17 再度入札又は再々度入札に付し落札者がいないことによって随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、再度入札又は再々度入札において最高の価格の入札をした者から順次に1人ずつ見積書を徴するものとする。
- 18 落札者には、落札決定を通知する。
- 19 落札者は、落札決定を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を契約担当者に提出しなければならない。
- 20 落札者が、権利を放棄し又は期間内に契約を締結しないときは、入札保証金は市に帰属するものとする。
- 21 契約を締結するときは、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納入しなければならない。
- 22 入札保証金は、契約保証金に繰入充当することができる。
- 23 落札者は、公売物件の数量を確認し、異議を申し述べないものとする。
- 24 市は、公売物件につき、かし担保及び危険負担の責は、契約締結の日以降これを負わないものとする。
- 25 売買代金は、平成22年10月29日（木）までに納入するものとする。
- 26 その他、市の関係条例・規則等による。